

# 佐賀県食の安全・安心条例（仮称） 制定促進を求める要請文

2013年6月5日、6月県議会開催日に県議会議長並びに全会派へ、下記の要請文と同様の文書で、2年前に全会一致で請願採択された「食の安全・安心条例の制定促進」を再要請しました。

.....

2013年6月5日

佐賀県議会議長  
木原 奉文 殿

佐賀県生活協同組合連合会  
会長 村田 啓一

前略

日頃より当連合会の活動及び運営にご理解を賜り篤くお礼を申し上げます。木原議長におかれましては、県政の発展と県民のくらしの貢献に、ご奮闘のこと誠にありがたく存じております。

さて、平成23年度2月定例県議会へ当連合会から提出致しました「佐賀県食の安全・安心条例（仮称）の制定の促進を求める請願書」は、全議員に紹介議員となつていただき、3月4日の本会議で全議員の賛成により採択いただきました。あらためてお礼を申し上げる次第です。

しかしながら、請願採択の直後に発生した東日本大震災やその後の原発問題など、全国的にも大きな問題や課題が引き続き発生しました。また、この間には県議会議員選挙もあり、県議会の体制も新たになりました。

つきましては、あらためて「佐賀県食の安全・安心条例（仮称）」の制定を県議会において促進いただくようお願いする次第です。

佐賀県の食の安全・安心行政が、消費者視点にたった総合的で長期的な推進を行うためには、実効性のある「佐賀県食の安全・安心条例（仮称）」の制定が必要であると考えます。すでに全国の29都道府県で県条例が制定されています。

また、佐賀県のような食料の生産県の場合、その地域の食品の安全に対する意識や施策レベルの向上を図ることが、佐賀ブランドをはじめとした佐賀県産品の信頼をたかめるものとなります。県での条例制定はその意思表示にもつながります。

木原議長におかれましては、大変なご多忙を極められていることと拝察しておりますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

早々

## 【請願の趣旨】

警察庁の生活経済事件のまとめによると、食品の産地などを偽装表示する違法行為により摘発した事件は、平成21年度に全国で107件と過去最高を記録しました。翌年度は取締りの強化により20件に減少しましたが、その後は再び増加に転じ、平成24年度は51件でした。食品偽装事件は依然として続いており、消費者は「食の安全・安心」に引き続き重大な関心を持っています。

こうした中、佐賀県では「食品安全憲章」を作り、平成16年に「佐賀の食品安全アクションプラン」を策定して「安全・安心“さかの食”県民運動」に取り組んで来ました。この取り組みは平成20年度までの計画であり、掲げた指標課題は達成されたとして、平成20年度で一旦終了をしています。この活動は全国にも誇れる官民連携した取り組みだったといえます。

佐賀県の食品などの安全・安心の確保については、平成20年度以降も総合計画2007として位置づけられ、次期総合計画の中でも引き続き推進されると聞いています。

私たちはこうした佐賀県の取り組みは先進的であり前進的であると歓迎します。

と同時に、私たち消費者の食の安全・安心を確保するためには、国の食品安全行政の強化とともに、身近な地方自治体である佐賀県が食の安全・安心にむけた社会的なシステムを、より長期的に一層充実していくことが必要と考えます。

全国では47都道府県中で29自治体が国の定めた食品安全基本法を受けて、更に地域の条件に応じた施策を取り入れ、県内の産業や県民の健康実態などを踏まえた、食の安全・安心行政を一層充実させる取り組みが進められています。2012年12月には新たに全国で29番目の条例が長野県で制定されました。(九州・沖縄では、大分、熊本、沖縄、鹿児島)の4県)

熊本、鹿児島県と同様に、佐賀県のような食料の生産県の場合、その地域の食品の安全に対する意識や施策レベルの向上を図ることが佐賀ブランドをはじめとした佐賀県産品の信頼をたかめるものとなります。県での条例制定はその意思表示にもつながります。

昨年は宮崎県で口蹄疫が発生し県民の生活に重大な影響をもたらしました。鳥インフルエンザの発生も危惧されています。ますます複雑化し多様化する食の問題に対応して、県民の生命と健康を守るためには生産から消費にいたるすべての関係者による協働の取り組み、情報公開とリスクコミュニケーションの促進、食に関する事故や危険の発生を未然に防ぐ施策が大切であり、佐賀県でも食品安全・安心条例を定めて、長期的な視野を持つことが必要だといえます。